

少額投資非課税制度（NISA）についてのご注意事項

少額投資非課税制度（NISA）をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認の上、お申し込みください。

なお、お手続き別に特にご注意いただきたい事項が異なりますので、今回のお手続きに該当する「お取り扱い」欄に「○」の記載された事項につきましては、特にご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「お取り扱い」欄に「●」のある項目については、非課税口座開設時のご注意事項ではありますがご自身でご一読いただき、再度ご理解いただきますようお願いいたします。

項番	ご注意事項	お取り扱い														
		口座開設 種別変更	購入	積立	解約	払出し等										
1	<p>お客様の非課税口座開設のお申し込みについては、税務署が非課税適用の可否の確認作業を行い、開設が可能な場合、お客様の「非課税適用確認書」が当行に送付されます。当行は、お客様の「非課税適用確認書」を保管し、非課税口座を開設します。</p> <p>非課税適用確認書は勘定設定期間（NISAをご利用可能な期間）ごとに取得する必要があります。</p> <p>なお、勘定設定期間は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">勘定設定期間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 26 年（2014 年）</td> <td style="text-align: center;">～ 平成 29 年（2017 年）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 30 年（2018 年）</td> <td style="text-align: center;">～ 平成 35 年（2023 年）</td> </tr> </table> <p>○ 同一年において非課税口座の開設は、一人一口座（一金融機関）しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。</p> <p>○ 金融機関の変更（項番 20 参照）を行った場合、複数の金融機関に非課税口座が存在することになりますが、各年において1つの非課税口座でしか投資信託を購入することができません。また、非課税口座内の投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。</p> <p>○ 非課税口座の開設に関し、所轄税務署の確認等のため、マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出が必要となります。マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出をいただけない場合は、非課税口座の開設ができない場合があります。</p> <p>○ 非課税口座の開設には、税務署の確認手続きを含め、1か月程度かかります。</p> <p>※ 複数の金融機関に重複してお申し込みされますと、最も希望される金融機関で非課税口座が開設されない場合があります。また、非課税口座の開設が大幅に遅れる場合があります。</p> <p>※ 非課税口座開設後のキャンセルはできません。</p> <p>※ 各年における非課税投資枠を、非課税管理勘定といいます。</p>	勘定設定期間		平成 26 年（2014 年）	～ 平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	～ 平成 35 年（2023 年）	○	●	●						
勘定設定期間																
平成 26 年（2014 年）	～ 平成 29 年（2017 年）															
平成 30 年（2018 年）	～ 平成 35 年（2023 年）															
2	NISA とつみたて NISA は同一年において併用できません。NISA または つみたて NISA の選択は、所定の期限までに手続きをし、1年単位で変更することができます。変更しない場合は前年に選択されたものを継続します。ただし、当年の非課税投資枠を使用した場合、当年分を変更することはできません。	○														
3	当行では、NISA 対象金融商品のうち、公募株式投資信託のみ取り扱っております。	○	●	●												
4	NISA は、新たなお購入が対象です。 既に特定口座・一般口座で保有する投資信託を、非課税口座には移管できません。	○	●	●												
5	<p>非課税口座ではスイッチングを利用できません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用できないスイッチング一覧</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">解約・買取ファンド</th> <th style="text-align: center;">購入・募集ファンド</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> <td style="text-align: center;">特定口座・一般口座</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定口座・一般口座</td> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> </tr> </table>	利用できないスイッチング一覧		解約・買取ファンド	購入・募集ファンド	非課税口座	非課税口座	非課税口座	特定口座・一般口座	特定口座・一般口座	非課税口座	○	○	○		
利用できないスイッチング一覧																
解約・買取ファンド	購入・募集ファンド															
非課税口座	非課税口座															
非課税口座	特定口座・一般口座															
特定口座・一般口座	非課税口座															
6	NISA では、年間 120 万円（2015 年までは年間 100 万円）までを非課税投資枠としていますが、NISA で保有している投資信託を売却しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。このため、短期間での売買（乗換）を行うことを前提としたお取引は適しません。	○	○	○	○											
7	非課税投資枠の残額を翌年に降りに繰り越すことはできません。	○	○	○	○											
8	非課税口座での損失は税務上ないものとされるため、特定口座・一般口座で保有する他の投資信託の売却益や分配金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。	○	○	○	○											
9	同一の投資信託を複数の年分の非課税管理勘定で購入している場合、非課税管理勘定の年分を選択して売却することはできません。また、先に購入した分から売却されます。なお、同一の投資信託を NISA および つみたて NISA で購入している場合、非課税管理勘定または累積投資勘定を選択して売却することができます。		○	○	○											
10	非課税期間終了時等に、NISA で保有している投資信託を特定口座・一般口座へ移管する場合、移管時点の時価評価額が、特定口座・一般口座での取得額とみなされます。		○	○		○										
11	<p>NISA で保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定に移管する場合、移管できる金額の上限は 120 万円（余裕枠の範囲内）までとなります。ただし、非課税期間終了時に移管する場合は、上限にかかわらず全額移管することができます。</p> <p>※ 他の年分の非課税管理勘定に移管した場合は、その年の非課税投資枠を使用することになります。</p> <p>※ 移管できなかった投資信託については、元の非課税管理勘定がある場合、元の非課税管理勘定にて保有されます。</p> <p>※ 移管は、移管時点の時価評価額にて行われます。</p> <p>※ 同一の投資信託を同一の年分の非課税管理勘定で複数回購入している場合、先に購入した分から移管されます。</p> <p>※ 上記移管のお申し込みを行った投資信託と同一の投資信託を NISA で売却するお申し込みは同日に受け付けられません。</p>	○	○	○		○										

項番	ご注意事項	お取り扱い				
		口座開設 種別変更	購入	積立	解約	払出し等
	<p>※ NISA で、上記移管のお申し込みを行おうとする投資信託と同一の投資信託に代金計算日未到来の売却注文がある場合は、受け付けられません。 (↓次ページへ続く)</p> <p>※ 上記移管のお申し込みと NISA での買付のお申し込みは同時にできますが、NISA での買付で非課税投資枠を全て消費した場合は、上記移管はできません。</p> <p>※ 未完了の取扱店変更手続がある場合は、上記移管は受け付けられません。 NISA で保有している投資信託を、つみたて NISA (累積投資勘定) に移管することはできません。</p>					
12	NISA で保有する投資信託の残高、個別元本、損益等の管理は、特定口座・一般口座・つみたて NISA とは別管理になります。	○	○	○		
13	投資信託の分配金のうち、元本払戻金 (特別分配金) は従来から非課税であり、非課税口座においては制度上のメリットを享受できません。	○	○	○		
14	NISA での購入を希望される場合は、購入申込書 (インターネット購入の場合は購入画面) にて、NISA を指定してください。自動積立契約も同じです。 なお、現在、特定口座・一般口座・つみたて NISA で購入している自動積立契約を、NISA で購入するように変更するには、契約変更のお申し込みが必要です。	○	○	○		
15	NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、NISA で「分配金再投資」とするか、もしくは「分配金受け取り」とするかの取り扱いのみとなります。 分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受け取り方法を変更したい場合はお申し出ください。 ただし、つみたて NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、当年が NISA の場合、「分配金再投資」を選択しても、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。	○	○	○		
16	購入額 (自動積立購入と分配金再投資購入を含みます) が非課税投資枠を超えた場合、超過分は、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。 なお、自動積立購入と分配金再投資購入の場合は、翌年に新たな NISA の非課税投資枠が発生すれば、非課税投資枠がある限り、自動的に NISA で購入します。	○	○	○		
17	購入時手数料に大口割引設定がある投資信託について、「NISA」と「特定口座・一般口座」の合計金額で大口割引の適用を受けるには、購入申込金額の全額を、NISA を指定してお申込みください。非課税投資枠を超える分は、自動的に「特定口座・一般口座」で購入しますが、手数料は「NISA」と「特定口座・一般口座」の合計金額から算出します。 「NISA」と「特定口座・一般口座」で別々に購入申し込みを行った場合、それぞれの口座の購入申込金額が大口割引の対象金額を下回り、大口割引が適用されない場合があります。	○	○	○		
18	非課税投資枠と同額またはそれ以上の金額により、NISA での購入をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。	○	○	○		
19	非課税投資枠使用の優先順位は、以下のルールによります。 ① 非課税投資枠は、「一般購入の申込日」「自動積立購入の代金計算日」「分配金再投資購入の代金計算日」のうち、日付が早い順番に使用します。この日付が同一の場合、「一般購入」「自動積立購入」「分配金再投資購入」の順番に使用します。 ※ 一般購入とは、自動積立購入、分配金再投資購入によらない購入のことをいいます。 ※ 代金計算日とは、基準価額が確定し、注文口数が確定する日のことをいいます。 ② 申込日が同一の一般購入が複数ある場合、申込順に非課税投資枠を使用します。 ③ 代金計算日が同一の自動積立購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※ 按分の結果、1 円未満の端数が生じる場合は、まず自動積立購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。 ④ 代金計算日が同一の分配金再投資購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※ 按分の結果、1 円未満の端数が生じる場合は、まず分配金再投資購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。	○	○	○		
20	金融機関を変更する場合には、所定の期間内に元の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出する必要があります。すでに上場株式等を受け入れていた年分については、金融機関の変更はできません。 非課税口座を廃止した場合、所定の手続および要件の下、非課税口座を再開設することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、廃止後の非課税口座の再開設はできません。	○				
21	非課税口座開設のお申し込みは随時受け付けておりますが、お申し込みの時期によっては、口座開設が年明けになる場合がありますのでご了承ください。 なお、年内に口座開設ができた場合でも、年末付近での開設となった場合、年内での購入ができない場合がありますのでご了承ください。	○				

本表は制定年月時点のものであり、今後変更される可能性があります。